

消費税引き上げに伴い 各公共施設等の使用料・ 利用料金が変わります

本年4月1日から、消費税および地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられます。これに伴い、市の公共施設使用料(利用料)や水道料金などを改定します。

今回の改定は、社会保障の充実・安定のため、消費税法改正に伴い実施するものであり、公平性や公益性の見地から、施設等の利用者に適正な負担をしていただくためのものですので、ご理解をいただきたいと思います。

■対象となる主な施設等

- ・市民交流センター「ニコリ」
- ・大村美術館
- ・韮崎市文化ホール
- ・健康ふれあいセンター(ゆづる韮崎)
- ・市内体育施設
- ・小・中学校夜間運動場(照明料)
- ・保健福祉センター
- ・穂坂自然公園
- ・グリーンロッジ
- ・在宅老人デイサービスセンター(食事代)
- ・市民バスの運賃
- ・水道使用料
- ・簡易水道使用料
- ・下水道使用料
- ・火葬場使用料
- ・市指定ごみ袋

■水道料金表(2ヶ月)8%改定後

種類	基本料金 (20㎡)	超過料金 (1㎡つき)	
		21~100㎡	147円96銭
一般専用	2,354円	101~400㎡	206円28銭
		401㎡~	262円44銭
公衆浴場	2,376円	21㎡~	135円
臨時用	7,776円	21㎡~	388円80銭

■下水道使用料(2ヶ月)

汚水の種類	汚水量	料金
一般用(基本料金)	20㎡まで	1,512円
超過料金(1㎡つき)	20㎡を超え60㎡まで	91円80銭
	60㎡を超え100㎡まで	108円
	100㎡を超えるもの	124円20銭
公衆浴場用(基本料金)	20㎡まで	2,160円
超過料金(1㎡つき)	20㎡を超えるもの	108円
臨時用	1㎡につき	108円

■上下水道料金について
5月の検針までの税率は5%のままで、6月の検針から税率8%が適用となります。なお、4月1日以降に開栓された方は、4月または5月の検針であっても8%の税率が適用されますのでご了承ください。

■お問い合わせ
詳細は、各施設またはホームページでご確認ください。
☎22-1111(代表)

■市指定ごみ袋料金一覧

種類	改定前 3月31日まで	改定後 4月1日より
燃えるごみ袋(40L)	140円	145円
燃えないごみ袋(40L)		
燃えるごみ袋(20L)	110円	

市税等は、金融機関及び市役所窓口ほか、すべてのコンビニで納付することができます。コンビニ納付は、休日や夜間でも手数料なしで納めることができますので、平日の昼間に納められない方は、コンビニ納付(一期の合計額が30万円超の場合を除く)また、納め忘れや誤納がない口座振替をご利用ください。

■コンビニ納付の注意
納付書の納期をご確認ください。(納期違いの場合は納期分の督促状が発送されます。)

■口座振替の申込方法は3つ
①市内の金融機関窓口

昼間は忙しく納付できない方へ コンビニ納付・口座振替が便利です

預金通帳・口座届出印をお持ちのうえ、振替依頼書にてお申し込みください。

※依頼書は金融機関窓口または収納課窓口に備え付け。

②収納課窓口
キャッシュカードをお持ちのうえ機械に暗証番号を入力すると受付が完了します。

※三井住友銀行甲府支店・梨北農業協同組合を除く。

③自宅訪問による受付
ご希望の方はご連絡ください。

■お問い合わせ
収納課管理担当
(内線164・166)

韮崎昇仙峡線 電線共同溝工事のお知らせ



4月から韮崎昇仙峡線の本町交差点から市民会館交差点までの間(約90m)の電線類の地中化工事を行います。

工事期間中は渋滞が予想され、市民の皆さんには大変なご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■工事期間

4月~10月末 9時~17時

■お問い合わせ

中北建設事務所 峡北支所
道路課 南部道路担当
☎23-3063